

現場環境改善費について

令和 7 年 7 月 1 日
技術企画課

1 対象工事

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。

ただし、維持工事等で実施が困難な次のものについては、対象外とする。

- ・ 営繕工事
- ・ 地域総合メンテナンス、舗装路面応急補修工事(指定期間契約)、草刈り、沿道修景等のその他の業務委託
- ・ 港湾請負工事積算基準を適用する工事

2 実施方法

(1) 積算

土木工事標準歩掛「土木請負工事における現場環境改善費の積算」により積算。

なお、熱中症（防寒）対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

※「土木工事標準積算基準書使用に当たっての留意事項（令和7年7月版）」を参照。

(2) 施工条件等の明示

共通特記仕様書に明示する。

(3) 実施内容

別表－1のうち原則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施する。

なお、熱中症（防寒）対策については、現場の施設や設備に対する対策を実施する。

(4) 実施段階

施工計画書に実施内容を明示し、現場の状況を勘案した上で、詳細な内容、実施時期について、実施の可否を含め受発注者間協議を行うものとする。

担当 技術基準担当 電話 0985-26-7047（内線 6942）

現場環境改善

[別表一 1]

計上費目	実施する内容(率計上分)
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化(女性更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善（安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献